

大田区シティプロモーション SNS 運用要領

平成 31 年 3 月 4 日 30 企広発第 11052 号企画経営部長決定

(目的)

第 1 条 この要領は、『大田区職員のソーシャルメディア利用に関するガイドライン』に基づき、区民等へシティプロモーション事業の情報発信について各種 SNS を情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(基本ポリシー)

第 2 条 シティプロモーション SNS は、区内の魅力的な地域資源やイベント等の情報を発信し、区民等のシビックプライドの醸成を図ると共に、区民や来訪者等の区内回遊や情報拡散を促進していくことをポリシーとする。

(用語の定義)

第 3 条 この要領において、次の号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1 共通用語

(1) SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)

インターネット上で社会的ネットワークを構築可能にするサービスをいう。

(2) アカウント

各 SNS を設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう

(3) フォロー

他の利用者の投稿を受信するように登録することをいう。

(4) フォロワー

フォローしている利用者のことをいう。

(5) コメント

投稿に対して文章で返答することをいう。

(6) いいね

投稿に対して、肯定的な意見を示すことや気になる投稿とつながるための方法をいう。

2 ツイッター

インターネット上で短い文章を利用者に発信できる SNS をいう。

3 フェイスブック

Facebook 社が提供する世界最大の SNS をいう。

4 インスタグラム

写真や短時間動画を利用者に発信できる SNS をいう。

(運用の管理)

第 4 条 シティプロモーション SNS の運用主体は区とし、アカウントの管理及び情報発信は、広聴広報課が行う。

2 アカウントは次のとおりとする。

- (1) ツイッター 大田区シティプロモーション「Unique Ota」 (@Unique_ota)
 - (2) フェイスブック 大田区シティプロモーション「Unique Ota」 (@otacp.uniqueota)
 - (3) インスタグラム Unique Ota (@unique_ota)
- (アカウント運用者の明示)

第5条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、ユーザー情報をシティプロモーション専用サイト上に明示する。

(アカウント運用要領の明示)

第6条 アカウントの運用主体並びに発信する内容及び発信方法については、各 SNS のプロフィール欄で明示する。

(掲載内容)

第7条 シティプロモーション SNS では、次の情報を発信することとする。

- (1) シティプロモーション関連事業（施設情報・イベント情報含む）
 - (2) シティプロモーション専用サイトに掲載したコンテンツの表題、概要、リンクの情報等
 - (3) その他区に関連する区民ニーズの高い情報及び周知する必要性が高い情報
- (意思決定)

第8条 情報発信については、所属長の決定を必要とする。

(コメント、いいね等の制限)

第9条 シティプロモーション SNS では情報発信だけでなく、双方向のコミュニケーションを図っていくこととし、他アカウントのコメント及びいいね、フォロー等の制限は設けないこととする。

(コメント等の削除)

第10条 区は、投稿に対する利用者による次に掲げる内容のコメント及びリンクを禁止し、予告なく削除することができる。

- (1) 投稿の内容に関係がないと思われるもの。
- (2) 法令等に違反し、又は違反するおそれがあるもの。
- (3) 区又は特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (4) 政治及び宗教活動を目的とするもの。
- (5) 著作権、商標権、肖像権等第三者の知的所有権を侵害又は侵害するおそれがあるもの。
- (6) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの。
- (7) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの。
- (8) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの。
- (9) 虚偽及び事実と異なるもの並びに単なる噂（噂を助長させるものを含む。）。
- (10) 本人の承諾なく個人情報等を特定、開示、漏えいする等プライバシーを侵害するもの。

の。

(11) 有害なプログラム。

(12) わいせつな表現等を含む不適切なもの。

(13) 前各号に掲げるもののほか、区が不適切であると判断したもの。

(運用要領の周知・変更等)

第 11 条 この要領の内容は、シティプロモーション専用サイトに掲載し、周知する。

2 この要領は必要に応じて、変更するものとし、その場合は、変更した旨をシティプロモーション SNS の各アカウントを通じて周知する。

(免責)

第 12 条 区は、各 SNS を通じて利用者から提供される情報について、その正確性、完全性、合法性、その他の保証は一切しないものとし、当該情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、区は一切責任を負わないものとする。

2 区は掲載された情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、区の故意または重大な過失によるものでない限り、区は一切責任を負わないものとする。

(その他)

第 13 条 この要領の実施について必要な事項は、企画経営部長が別に定める。

付 則

この要領は、平成 31 年 3 月 4 日から施行する。